

第5回独立行政法人農林漁業信用基金漁業災害補償関係業務運営委員会 議事概要

1 開会の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年2月23日(金) 10時27分
- (2) 場所 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル11階
独立行政法人農林漁業信用基金 第3・4会議室

2 出席者

(1) 運営委員

出資者：猪苗代委員、佐藤委員、田中委員、仲委員、本多委員

学識経験者：阿部委員、亀田委員、竹田委員、山下委員

(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

堤理事長、石井副理事長、出倉総括理事、森島理事、木島理事

(3) オブザーバー(主務省)

武田水産庁漁業保険管理官補佐

3 提出議案

- (1) 第4期中期計画(案)について
- (2) 平成30年度年度計画(案)について
- (3) その他
 - ・運営規程の一部改正(案)について

4 議事経過の概要及びその結果

- (1) 議事に入る前に、運営委員の互選により、山下委員が委員長に選出された。委員長は、猪苗代委員を、委員長の職務を代理する者に指名した。
- (2) 引き続き議事に入り、信用基金から議案について説明がなされた後、審議が行われ、全ての議案について原案どおり承認された。運営委員からの主な質問等は、以下のとおり(カッコ内は、これに対する信用基金の説明)。

【質問】

- (1) 「経費支出の抑制」の項目について、第3期中期計画においては経費を「15%以上」抑制するとし、第4期中期計画(案)においては「20%以上」抑制することを計画しているが、削減する余裕はあるのか。経費を削減するのは、大変なこと。第3期において15%削減するのであれば、第4期においては例えば10%などと小さくするのが、通常である。削減率が増すことに、違和感がある。また、第3期中期計画における「15%以上」の抑制については、達成することが可能か。

(第3期中期計画においては「人件費」「租税公課」「特殊要因により増減する経費」を抑制の対象外としているが、第4期中期計画(案)においては、これらに加えて、情報セキュリティ経費の一部や、新たに実施する取組に要する経費の一部を対象外としている。これら

を除いた経費について、「20%以上」の抑制を図ることとなる。なお、第3期の「15%以上」の抑制については、達成することができる見込み。）

- (2) 「短期借入金の限度額」の項目について、農業保険関係勘定については第3期中期計画の限度額（1,220億円）から大きく減少しているが、漁業災害補償関係勘定については第3期中期計画と同様に110億円となっている。110億円の根拠は何か。

（想定される貸付金の最大見込値から、漁業災害補償関係勘定の純資産の金額を控除して算出した額である。）

- (3) 「共済団体に対する貸付業務の適正な実施」の項目について、「信用基金から共済団体に対し、民間金融機関からの融資を受けるよう促す」との記載があるが、共済団体がまず民間金融機関から借り入れて、信用基金がその債務保証を行う、という意味か。

（信用基金の業務は民業補完であり、主務省から指示される第4期中期目標（案）にも「民間金融機関からの融資を受けるよう促す」と記載されたことを受けたもの。大災害時等における共済金等の支払に必要な資金については、当然、信用基金が貸付けを行う。

なお、信用基金の業務として、法令上、債務保証が規定されているが、共済団体への資金供給の方法は資金の貸付けによることを第一とし、信用基金が貸付原資を確保できないなど共済団体に対する資金の貸付けが困難である場合に、代替的手法として債務保証を行うこととしている。）

【意見】

- (1) 近年、漁業環境の変化等により、漁業経営が圧迫されている。現場の声に耳を傾けていただき、意見交換等を行う等の対応をお願いしたい。

- (2) 近年、大きな災害が発生していないことから、信用基金から貸付けを受けていないが、漁業災害補償関係業務は重要であり、引き続き、よろしくお願いしたい。

5 閉会の日時 平成30年2月23日（金）11時28分

以上